

(政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会)

成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律案(衆第一六号)

(衆議院提出) 要旨

本法律案は、成年被後見人の選挙権等を回復するとともに、あわせて、選挙等の公正な実施を確保するため、代理投票における補助者の要件の適正化等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、公職選挙法の一部改正

- 1 成年被後見人は選挙権及び被選挙権を有しないものとする規定を削除する。
- 2 代理投票の要件に係る条文上の表現を改める。
- 3 代理投票における補助者は、投票管理者が投票所の事務に従事する者のうちから定めるものとする。
- 4 不在者投票管理者は、市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせることその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないものとする。

二、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関

する法律の一部改正

電磁的記録式投票機による代理投票等について、一の2及び3と同様とする。

三、日本国憲法の改正手続に関する法律の一部改正

1 成年被後見人は憲法改正国民投票の投票権を有しないものとする規定を削除する。

2 憲法改正国民投票について、一の2から4と同様とする。

四、その他

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行し、施行日後に公示され又は告示される選挙等について適用する。

2 その他所要の規定を整備する。